

デジタルサイネージ広告募集

鶴見公会堂では、デジタルサイネージ広告を募集しています。サークル会員募集、会社・お店のPR、イベント案内など使い方は自由です。

月額 3,000円

30秒広告を開館時間中
繰り返し放映します。

サイネージ
広告募集中

お申込み・お問い合わせは公会堂
事務室まで(当ビル6F)

鶴見公会堂
☎ 503-1353

(放映イメージ)

(指定管理者)

株式会社アクト・テクニカルサポート

ご利用者年間11万人



鶴見公会堂は老若男女、年間11万人の幅広い利用者層に利用いただいていますので、ロビーの大型モニターでの広告効果は抜群です。※平成30年度実績

地域に密着した親近感



鶴見公会堂ご利用の9割は地元の皆さんです。地域に密着した旬な情報発信や、お店や商品のPR、サークル会員・教室生徒募集など、ピンポイントで気軽にアピールすることができます。

費用対効果は抜群



公共の施設ならではの安価な価格で広告ができます。9:00~21:00までなんと1日100回以上繰り返し放映されますので、費用対効果は抜群です。

〈お申込み・お問い合わせ〉

【横浜市鶴見公会堂】 (045) 583-1353

info@yokohama-tsurumikoukaido.jp

横浜市鶴見公会堂デジタルサイネージ広告募集要領

1. 広告方法

鶴見公会堂6Fロビーのデジタルサイネージで放映します。

2. 広告規格

A4サイズ(ヨコ型・タテ型どちらでも可)の.jpg形式の静止画データとします。

3. 募集媒体

電子メールでの送信、USBなど。チラシ(紙)の場合は公会堂で放映用に加工します。
お預かりした媒体はサイネージ掲載後にお返しします。

4. 広告審査

- (1) 掲載広告は横浜市の広告掲載基準に基づく審査に適合したものとします。
- (2) その他指定管理者が不適当と認めた場合は掲載は不許可とします。

5. 放映時間

1回あたり30秒の静止画像を開館時間中(9時~21時)繰り返し放映します。※休館日を除く。

6. 放映期間

- (1) 放映期間は原則、歴月単位(放映開始日から1か月間)とします。
- (2) 原則、横浜市広告掲載基準審査結果通知の翌日から放映開始します。
- (3) 放映希望期間等につきましては、ご相談させていただきます。
- (4) 放映期間延伸の場合は、再度、お申し込みをお願いいたします。

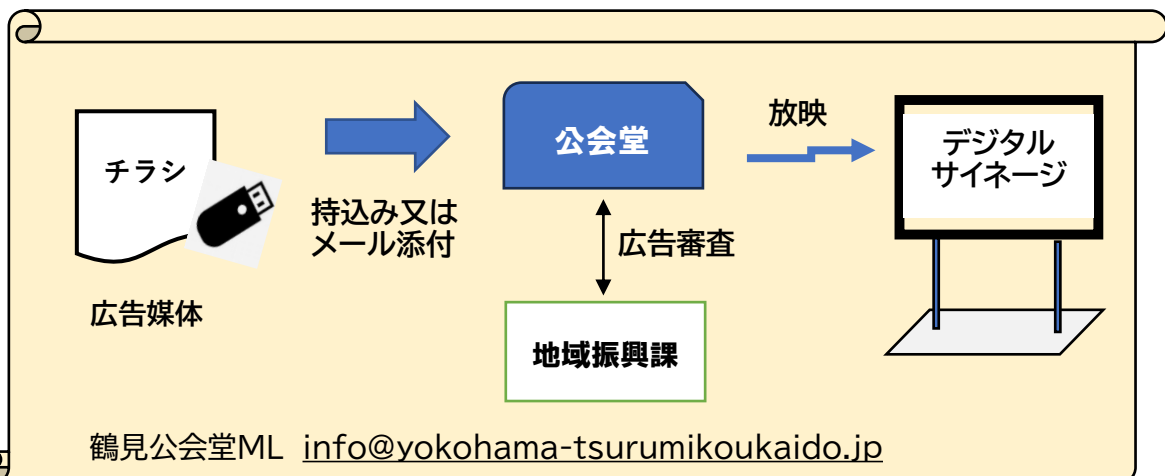
7. 利用料金

- (1) 1回あたり30秒の広告放映/月額 3,000円 (開館時間中繰り返し放映)
- (2) 市の広告審査終了後に公会堂からご連絡しますので10日以内にお支払いをお願いします。
- (3) 申込者都合による期間途中での放映中止の場合は料金はお返ししません。

8. その他

上記以外の事項につきましては、都度、ご相談させていただくこととします。

【広告放映までの流れ】



(指定管理者)

株式会社アクト・テクニカルサポート 御中

鶴見公会堂デジタルサイネージ広告申込書

鶴見公会堂デジタルサイネージ広告募集要領を承諾の上、下記のとおり申し込みします。

| | |
|----------|-------------------------|
| 申込日(受付日) | 令和 年 月 日 () |
| 会社名・団体名等 | |
| 申込者 | |
| 連絡先 | |
| 内容 | サークル会員等募集 ・ 会社・お店等のPR ・ |
| 広告媒体 | チラシ(紙) ・ メール添付 ・ |

| 放映希望期間 | 放映期間(決定) | 広告審査 |
|--------------------------|----------------------------------|--------|
| 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 | 自 令和 年 月 日 () 至 令和 年 月 日 () | (依頼依頼) |
| ___か月 | (金額) ___か月 × 3,000円 = | (結果通知) |

- 1).放映期間は原則、暦月単位(放映開始日から1か月間)とします。
- 2).市の広告審査終了後に公会堂からご連絡しますので10日以内にお支払いをお願いします。

(以下、公会堂処理欄)

| 館長 | 副館長 | 担当 |
|----|-----|----|
| | | |

| | |
|-----------|----------|
| 支払受付日 | 令和 年 月 日 |
| 個人別整理番号 | |
| サイネージ管理番号 | |
| 金額 | |
| 領収書番号 | |